

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合併協議会規約及び各種規程集



八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町

合 併 協 議 会

目 次

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約に基づく規程等一覧表	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約	2
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会幹事会規程	5
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会専門部会規程	8
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程	11
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会計事務規程	17
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議運営規程	20
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議運営申し合わせ事項	24
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議資料の閲覧要領	25
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議傍聴規程	27
傍聴について(お願い)	31
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会小委員会規程	32
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会委員等の 報酬及び費用弁償に関する規程	34
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会新市まちづくり計画 策定委員会規程	36

< 法定協議会 >

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会規約

(設置)

第1条 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町（以下「1市4町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 この協議会の略称を東近江1市4町合併協議会とする。

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1市4町の合併に関する協議
- (2) 1市4町の合併に伴う新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市4町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、八日市市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市4町の長が協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者（前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 1市4町の長
- (2) 1市4町の議会が選出する議員各2名
- (3) 1市4町の長が協議して定めた学識経験を有する者22名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の開催日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 13 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 14 条 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附属機関)

第 15 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事項を遂行するため、協議会に附属機関を置くことができる。

- 2 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、1市4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第17条 協議会の経費は、1市4町で均等に負担するものとする。

2 1市4町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第19条 協議会の出納の監査は、会長の属する市又は町の監査委員に委嘱して監査を行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第20条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

1 この規約は、告示の日から施行する。(平成15年6月27日施行)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第17条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関する事。
(2) 協議会に設置する専門部会の進行管理等に関する事。
(3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会を総理する。
2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名	区 分	職 名
八日市市	助役	永源寺町	助役	五個荘町	助役
	収入役		収入役		収入役
	企画部長		総務課長		総務主監
区 分	職 名	区 分	職 名		
愛東町	助役	湖東町	助役		
	収入役		収入役		
	合併推進室長		企画財政課長		

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、次のとおりとする。

- ・ 総務部会
- ・ 企画部会
- ・ 人権部会
- ・ 生活環境部会
- ・ 健康福祉保険部会
- ・ 都市建設部会
- ・ 産業経済部会
- ・ 教育部会
- ・ 議会部会

2 専門部会の委員は、別表に掲げる職名をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、幹事会が協議して定める。

(役員の仕事)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
総務部会	総務部長	総務課長	総務課長	総務企画課長	総務課長
企画部会	企画部長	総務課副課長	総務課課長補佐	総務企画課長	企画財政課長
人権部会	市民人権部長	総務課副課長	総務課課長補佐	人権擁護課長	人権擁護課長
生活環境部会	生活環境部長	生活課副課長	地域生活課長	税務住民課長	環境整備課課長補佐
健康福祉 保険部会	健康福祉部長	生活課長	健康福祉課長	健康福祉課長	保健福祉課長
都市建設部会	都市建設部長	地域整備課副課長	地域整備課長	環境整備課長	環境整備課長
産業経済部会	産業経済部長	地域整備課長	産業振興課長	産業振興課長	産業振興課長
教育部会	教育部長	教育課長	教育主監	教育次長	教育次長
議会部会	議会議務局長	議会議務局長	議会議務局長	議会議務局長	議会議務局長

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約第16条第3項の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に局長、次長、主幹その他必要な職員を置く。

2 職員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

(職員の職務)

第5条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。又局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局の事務の統括
- (2) 各班相互の連絡及び調整
- (3) 局長を除く事務局職員の指揮監督
- (4) 県事業に関する調整及び県との連絡調整

3 主幹は、次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
 - (2) 所属職員の指揮監督
 - (3) 各班との連携
 - (4) 次長の補佐
- 4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第 6 条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等に関しては、別に定めるものを除き、八日市市の制度を適用する。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替え、助役の権限に属する事案については、会長の決裁事案とみなすものとする。

(専決区分)

第 7 条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町及び湖東町との連絡調整に関すること。
 - (2) 協議会だよりの編集及び発行に関すること。
 - (3) 事務事業実態調査のとりまとめに関すること。
 - (4) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
 - (5) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (6) 次長の休暇及び旅行命令に関すること。
 - (7) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- 2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
 - (2) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
 - (3) 各種資料等の調製に関すること。
 - (4) その他軽易な事案に関すること。

(代決)

第 8 条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 3 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。
- 4 局長、次長がともに不在のときは、担当の主幹がその事務を代決する。

(文章の取扱い)

第9条 事務局における文章の収受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、八日市市の制度を適用する。この場合において、「課」とあるのは「事務局」と、「課長」とあるのは「総務班主幹」と、「課の係及び担当」とあるのは「事務局」と、「市長及び助役」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管守、取扱い等については、八日市市公印規則(昭和60年規則第21号)の規定を準用する。この場合において、「管守者」とあるのは「総務班主幹」と、「総務課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれ派遣する市又は町の条例、規則、規程等の規定によるものとする。但し、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、八日市市の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する市又は町が負担する。

2 事務局の職員の旅費については、八日市市職員等旅費支給条例(以下「条例」という。)を準用し、協議会の予算において支給するものとする。但し、条例第14条第2項中「県内又は別表に定める乙地方へ」とあるのは「県内」と読み替えて適用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

別表第1(第3条関係)

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会事務局事務分掌

総務班

- (1) 庶務及び予算・会計に関すること。
- (2) 合併の諸手続に関すること。
- (3) 協議会の会議に関すること。
- (4) 合併に係る広報に関すること。
- (5) 合併に関する資料の編さん・調整等に関すること。
- (6) 人事に関すること。
- (7) 報酬等支給に関すること。
- (8) 合併の方式に関すること。
- (9) 合併の期日に関すること。
- (10) 新市の名称に関すること。
- (11) 新市の事務所(市役所)の位置に関すること。
- (12) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。
- (13) 農業委員会委員の定数および任期の取扱いに関すること。
- (14) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。
- (15) 特別職の身分の取扱いに関すること。
- (16) 組織及び事務機構に関すること。
- (17) 国及び滋賀県等との連絡調整に関すること。
- (19) その他他の班に属さないこと。
- (20) 各市町との連絡調整に関すること。

計画班

- (1) 新市建設計画に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 新市の予算編成に関すること。
- (4) 各市町との連絡調整に関すること。

調整班

- (1) 各種事務事業調整及びそれに伴う関係市・町間調整に関すること。
- (2) 財産の取扱いに関すること。
- (3) 町名・字名の取扱いに関すること。
- (4) 慣行の取扱いに関すること。
- (5) 一部事務組合等の取扱いに関すること。
- (6) 条例・規則等の取扱いに関すること。
- (7) 地方税の取扱いに関すること。

- (8) 使用料、手数料等の取扱いに関する事。
- (9) 公共的団体等の取扱いに関する事。
- (10) 補助金、交付金等の取扱いに関する事。

別表第2（第10条関係）

名称	ひな形	寸法 (mm)	書体	管守者	用途	個数
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会印		方24	古印体	総務班主幹	協議会の一 般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会長之印		方21	古印体	総務班主幹	協議会の一 般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会幹事会幹事長之印		方18	古印体	総務班主幹	協議会の一 般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会小委員会委員長之印		方18	古印体	総務班主幹	協議会の一 般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局長之印		方18	古印体	総務班主幹	協議会の一 般文書用	1

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会会計事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約第18条の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合において、協議会を開催することができないときは、これを専決することができる。

3 前2項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たとき又は専決をしたときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が別に定める銀行その他の金融機関に、これ

を預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第 7 条 歳出予算の流用をするとき、又は予備費の充用をするときは、調書を作成し、会長の承認を得なければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、八日市市の例により、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成 15 年 6 月 27 日から施行する。

2 平成 15 年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「第 1 回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
	2 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 協議会会議費
		2 懇話会会議費
		3 その他会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 情報提供事業費
		2 調査研究事業費
		3 合併協議推進事業費
		4 事務事業調整費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約第9条に規定する協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、同規約第10条第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。但し、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速且つ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 議長は、会議の開会にあたり、会議録に署名する委員(以下「会議録署名委員」という。)2名を指名するものとする。

3 委員は議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。但し、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上をもって議事を進めるものとする。

2 協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前に提案し、説明を行うものとする。

(傍聴)

第6条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(規律)

第 7 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録)

第 8 条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 作成した会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。

3 会議録は、会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録の公開)

第 9 条 会議録は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 15 年 7 月 31 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		平成 年 月 日 () 開会： 時 分 閉会： 時 分	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
会議事項	1 議題		2 会議結果
会議の経過		別添のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成 年 月 日		署名委員 印 印	

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会会議運営申し合わせ事項

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議運営規程第10条の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

1 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第4木曜日
- (2) 会議時間 午後2時から
- (3) 開催場所 会長が定める場所

2 会議録の調製

協議会会議の内容は、全文記録を行うものとし、会議録が確定した日後速やかに1市4町に送付するものとする。

3 傍聴者への資料提供の取扱い

会議資料は、協議資料と附属資料とに分類し、協議資料については、傍聴者に対しても配布するものとする。但し、議長が認めた時は、一部の資料について、配布しないことができる。

付 則

この規程は、平成15年7月31日から施行する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合併協議会会議資料の閲覧要領

(目的)

第1条 この要領は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(以下「合併協議会」という。)の会議に関する資料を閲覧に供することにより、合併協議会の活動状況を広く住民に周知するとともに、その関心を高めることを目的とする。

(公開の会議資料)

第2条 合併協議会の会議に関する資料(以下「会議資料」という。)は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 会議録
- (2) 会議資料

(会議資料の閲覧)

第3条 会議資料の閲覧は、合併協議会の事務局及び次に掲げる場所において行うものとする。

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町(以下「1市4町」という。)の合併担当課
- (2) 合併協議会が開設するホームページ
- (3) 前号に掲げる場所のほか、1市4町の各市町においてそれぞれ指定する場所

2 会議資料は、会議開催日以降において会議録が確定した日以後に閲覧できるものとする。但し、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議運営規程第2条第1項の規定を適用し、会議を公開しないこととした場合又は、一部の資料について配付しないことを議長が認めた時は、閲覧に供しないものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、合併協議会の会議に関する資料の閲覧等に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成15年6月27日から施行する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員及び傍聴席の区分)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整するものとし、次の定員数については、直前の協議会で連絡するものとする。

2 傍聴席は、一般傍聴席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(第1号様式)に住所、氏名を記入し、傍聴証(第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿順に交付する。但し、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を定めるものとする。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。但し、撮影又は録音することにつき協議会の議長(以下「議長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 音を発する下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。但し、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。但し、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月31日から施行する。

第2号様式(第3条関係)

傍 聴 証

傍聴交付番号 第 号

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議
会会議の傍聴を許可いたします。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会

傍聴について（お願い）

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守して下さい。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議を傍聴される方は、傍聴人受付簿に住所、氏名を記入し、傍聴証の交付を受けて下さい。
- (2) 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿の順に交付します。但し、傍聴希望者が定員を超える場合は、くじにより抽選します。
- (3) 傍聴証は、退場しようとするときは、返還して下さい。

2 傍聴する際の遵守事項等

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を公開しない決定があったときは、速やかに退席して下さい。
- (3) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。注意に従わないときは、退席していただきます。

4 その他

不明な点があれば、協議会事務局職員にお問い合わせ下さい。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の会議に諮り、委員の内から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集する。
2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月31日から施行する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約(以下「規約」という。)第20条第2項の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額5,000円とする。但し、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の長及び地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等のうち、学識経験を有する委員の報酬の額は、前項の規定に関わらず会長が別に定める額とする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、協議会の委員等に支給する旅費については、八日市市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月31日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
委員等	県内	-	甲地方	10,900円
	県外	2,200円	乙地方	9,800円

備考：宿泊料の欄中甲地方は、八日市市職員等旅費支給条例施行規則別表第5の規定を準用し、乙地方とは、その他の地域という。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会
新市まちづくり計画策定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(以下「協議会」という。)規約第15条第2項の規定に基づき、新市まちづくり計画策定委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協議会から付託された新市まちづくり計画策定のための調査及び審議をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次号に掲げる者のうちから協議会の会長が委嘱する。

(1) 協議会委員(以下「1号委員」という。) 10名以内

(2) 識見を有する者(以下「2号委員」という。) 2名以内

(3) 公募による合併関係市町の住民(以下「3号委員」という) 18名以内

3 1号委員は協議会の会長が協議会の会議に諮り委員の中から指名し、2号委員及び3号委員は、協議会の会長及び副会長が協議の上、これを定める。

4 委員の任期は、委員会の目的が達成されたと認められる日までとする。

(役員)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会に出席し、新市全域にわたる広い視野に立ち、新市のまちづくりに関して発展的かつ積極的に意見や提案、要望等を述べる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月31日から施行する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会専門部会規程第7条の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会専門部会長(以下「専門部会長」という。)の指示を受け、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約第2条各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとする。

2 分科会の委員は、各市町から推薦された職員をもって充てる。

(役員)

第4条 分科会には、分科会長を置く。

2 分科会長は、専門部会長が属する市町の分科の委員を充てる。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 会議は、専門部会長の指示又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町で行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成15年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	分科会名
総務部会 （15分科会）	・財政財産・行政・選挙・消防防災・総務・管財・情報管理 ・人事・電算・市町民税・資産税・納税・出納・秘書 ・男女共同参画
企画部会 （5分科会）	・総合計画・広報公聴・統計・都市交流・自治振興
人権部会 （1分科会）	・人権
生活環境部会 （6分科会）	・住民・衛生・環境・上水道・下水道・交通安全
健康福祉保険部会 （10分科会）	・高齢者福祉・介護支援・障害者福祉・児童保育・医療 ・社会福祉・国保年金・保健センター・民生・社会福祉協議会
都市建設部会 （4分科会）	・道路河川・住宅・都市計画・建築開発
産業経済部会 （7分科会）	・農政・農村整備・農業委員会・林業漁業・商工・観光・労政
教育部会 （8分科会）	・教委庶務・学校教育・社会教育・文化振興・文化財 ・社会体育・人権教育・図書館
議会部会 （2分科会）	・議会・監査公平
合計58分科会	

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合併協議会の現金預入金融機関について

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の現金預入金融
機関については、下記金融機関とする。

記

株式会社 滋賀銀行 八日市東支店